

平成15年3月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第20号 平成15年秋の叙勲候補者の推薦について

森総務課長から説明があり、報告のとおり承認された。

報 第21号 平成15年度子ども読書活動優秀実践図書館・団体（者）文部科学大臣表彰の候補者推薦について

一山生涯学習課長から、平成12年に100周年を迎えた県内最古の図書館で、幼児対象の絵本読み聞かせや紙芝居の上演、小・中学校に出向いての「ブックトーク」や、読み聞かせの技能等の習得を目的とした「読み聞かせ講座」を実施する等、新規事業にも積極的に取り組み、地域における子ども読書活動の推進に貢献している田辺市立図書館、及び平成5年に結成され、平成8年から7年間にわたり県立図書館児童室において月1回子どもたちのために絵本を読む「えほんの会」を続け、また、平成6年から障害のある子どもが通う和歌山市内の施設で月1回絵本を読むことを通して、子どもたちの社会性や情緒面の発達に大きな影響を与えるなど、地域の読書グループのリーダー的役割を果たしている「よみきかせグループもこもこ」を推薦した旨の説明があり、報告のとおり承認された。

付議事項

議案第47号 平成15年度和歌山県教育委員会重点施策(案)について

西畑教育企画課長から、重点項目は、生涯学習の推進、学校教育指導の充実等7項目を柱に実施。各項目の主な事業内容として、生涯学習推進の基盤事業として、「県民カレッジ」の開学や、新規事業である「図書館ネットサービス」、「子どもの読書活動推進事業」、新規事業の「学力診断プログラム」、「きのくにエコスクール」、国際理解教育として、「イングリッシュパワーアッププログラム」、新規事業の「紀ノ川緑の歴史回廊推進事業」、「紀伊半島民俗芸能

祭 2003」、「日本スポーツマスターズ 2003 和歌山大会」、「少人数学級編成の導入に係る定数の確保と配置」等についての説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 48 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 2 第 2 項に規定する手続きに関する規則の制定について

大江教職員課長から、平成 13 年 6 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、「児童又は生徒に対する指導が不適切である市町村の県費負担教員に対してより適切に対応するため、都道府県教育委員会は当該県費負担教職員を免職し、引き続いて都道府県の教員以外の職に採用することができる。」と新たに規定されたことを受け、教育委員会規則を制定する。内容は、「必要に応じて市町村教育委員会、校長等から報告を求める」、「指導力不足を判断するために、審査委員会を設けること」等で、施行日は平成 15 年 4 月 1 日としたいと説明があった。委員から、教員以外の職に採用するとなると人事委員会との関わりはどうか、審査会の組織について現時点でどこまで考えているのか、また教員に長期にわたって問題がある場合は継続的に指導計画等を積み上げていく必要があると思うが、その方法はどうかと質問があり、課長から、人事委員会、人事課等と協議を進めており、教育委員会の教員以外の職も想定している。不服申立、プライバシーの問題等もあるため、組織、人選について考えていきたい。教員が指導力を発揮して教育活動ができるかが問題であり、本県ではすでに指導力に欠けているのではないかとみられる教員について、研修センターで特別研修を行っている」と答弁があった。また、委員から、指導が不適切という中に精神的な疾患は含まれるのか、その場合療養でなく研修になるのかと質問があり、教育長から、きちんとした診断書が出ていれば休職等になるが、指導力不足が精神的な疾患であるかどうか判断しにくい場合が多いと答弁があった。それに対し委員から、精神性疾患ということをも本人が認めたがらない場合と、医師がはっきりと病名を書かず、神経症とか曖昧な病名となる場合がある。そういう場合はこの委員会で判断すればよいのではないかと、また別の委員から研修等必要な措置とあるが、精神性疾患のある人、人格的に問題のある人等個々のケースに応じた措置が必要と思うがどう考えて

いるのか、また模擬授業等で判断することもよいのではないかと質問があり、課長からは、自律神経失調症等をどうするか審査委員会で決めておかなければならない。松永教育次長からは、指導力不足教員は、今研修センターで研修を受けている。模擬授業も行っている。今後も研修センターと協議をしながら研修の在り方、審査委員会の委員の人選等についても研究していきたいと答弁があった。以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第49号 教育職員の免許状に関する規則の一部改正を改正する規則(案)について

教職員課長から、教育職員の免許法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係の規則を改正したい。内容としては、隣接校種免許状取得について、単位の修得方法を定める別表を新設し、免許状取り上げの処分を受けた者について、免許状を授与しないとこととする期間が2年から3年に延長されたことにより誓約書の様式の一部を改正、また保健師助産師看護師法の一部改正に伴い関係条文を改める。施行日は公布の日からとしたいと説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第50号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則(案)について

山崎学校教育課長から、高等学校の授業料については使用料であり、学年の途中で留学を許可された者については、その留学の期間中は授業料を徴収しないことが適当であり、現行においても免除を行っている。その本旨を明確に規定するため、和歌山県立高等学校規則の「授業料の納付」の規定を改正したい旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第51号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則(案)について

議案第52号 和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則(案)について

学校教育課長から、高等学校設置基準が、各学校が教育活動について自己評価し、その内容を公表する。また、学校の持っている

る情報を積極的に提供するよう改正されたため、和歌山県立 高等学校規則及び和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正したい。改正の要点は高等学校規則では12条に「学校評価」、13条に「情報の積極的な提供」、 特殊教育学校規則ではそれぞれ15条、16条にほぼ国の改正に沿った文言で新たに条文を設けるものと説明があり、委員から、公表は具体的にどういった方法を考えているのか、「点検及び評価を行うに当たっては同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行う」となっているが、県が示すのか、学校に任せるのかと質問があり、課長から公表の方法は、学校においては自己評価を行い、学校運営の改善に役立て、同時に保護者や地域の人々の意見を聞いていくように拡大していく。項目の内容等については校長会と協議をしていると答弁があった。委員から5県の地方分権研究会との関連について質問があり、課長から5県の半数以上がすでに評価を実施している。今後それを持ち寄って共通のものを作ることになるが、協議はこれからであると答弁があった。委員から、外部評価と、内部評価の関わりについて質問があり、課長から適切な情報の提供がなければ評価にならないため、まず、自己評価をきちんとし、それから評議員等の評価となるが、まだまだ十分検討しなければならないと思うと答弁があった。委員から、学校の目標等が保護者、評議員、地域等にきちんとわかってもらえるよう、情報提供の在り方等学校を指導してほしいと要望があった。以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第53号 教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)について

議案第54号 市町村立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(案)について

教職員課長から、兼務手当の単価改正に伴い、教育委員会規則の一部を改正したい。内容については、県立学校教職員で本務以外に定時制の課程及び高等学校の通常の課程を担当する職員、及び市町村立学校職員で本務以外に定時制の課程を担当する職員の1時間あたり2,870円を2,820円改める。施行予定日はともに平成15年4月1日としたいと説明があり、審議の結果、

原案のとおり決定した。

議案第 55 号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則を一部改正する規則（案）について

教職員課長から、昇給停止 年齢が 58 歳から 55 歳に引き下げられたことに伴い、関連する規定について改正したいと説明があり、委員から、今まで昇給停止前に延伸であるとかかなだらかに移行していたが、今後どうなるのかと質問があり、課長から、なだらかに移行できるよう工夫をしていると説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 56 号 和歌山県指定文化財の指定（案）について

太田文化財課長から、有形文化財建造物として 1 件、本堂 1 棟、庫裡 1 棟、護摩堂 1 棟、塗上門 1 棟計 4 棟、同じく有形文化財美術工芸品の彫刻で木造八幡三神座像、僧形八幡神座像 1 軀、女神座像その一 1 軀、女神座像その二 1 軀、計 3 軀を指定したい。今回指定されれば、建造物が 52、美術工芸品彫刻で 49、有形文化財全体で 246 となると説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 57 号 和歌山県教育庁組織の改正(案)について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 58 号 平成 14 年度末市町村立小・中学校長人事異動(案)について

各地方教育事務所長、和歌山 山市教育委員会及び教職員課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 59 号 平成 14 年度末県立学校長人事異動(案)について

議案第 60 号 平成 14 年度末県立学校教頭並びに事務長人事異動(案)について

上記2件について、教職員課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第61号 平成14年度末事務局等職員人事異動(案)について

総務課長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第62号 教育長の任命について

西岡教育次長から説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。